

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年4月9日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第17号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
事業管理部村野浄水場浄水管 理室長 事業管理部南部水道事業所建 設室長	5種	<u>事業管理部村野浄水場総務課 長</u> 事業管理部村野浄水場浄水管 理室長 事業管理部南部水道事業所建 設室長	5種

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。